

子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方検討について

○ 趣旨

子どもの家・留守家庭児童会事業のあり方について、全体的かつ抜本的な見直しについて検討を開始したことから、検討の基本的な考え方とこれまでの経過について報告するもの

1 検討の背景

- ・現在、子どもの家・留守家庭児童会事業は、ボランティアによる地域主体の運営委員会に、市が運営を委託する公設民営方式により事業を行っている。
- ・また、平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度により、対象年齢が3年生までから6年生までに拡大したことから、利用児童数は、新制度導入前の平成26年度には3,798名であったものが、平成30年度には5,369名まで急増している。
- ・そのような中、各運営委員会においては、運営規模の拡大に伴い、新たな指導員の確保や障がいを持つ児童の受入増加、取り扱う現金の増加が進んでいるとともに、マイナンバー管理や保護者負担金助成制度などの新たな事務が次々と追加されており、ボランティアによる運営委員や会計担当者にかかる負担や責任は増加し続けている。
- ・それらに対応するため、本市においては、これまで、人材登録制度や障がい児対応アドバイザー派遣制度、会計処理システムの導入など支援を行ってきたが、これらの個別の支援では対応し切れない状況となっている。
- ・そのため、子どもの家等の運営のあり方について、早急に抜本的な見直しを検討する必要がある。

<参考>運営規模の拡大

	H26年度	H30年度	これまでの本市の支援
受入児童数 (最大)	3,798人 (136人)	5,369人 (195人)	事業実施場所の確保 (H27年度以降、61か所確保)
指導員数	187人	322人	ハローワークとの連携 人材登録制度運用 民間求人広告活用支援
障がいを持つ児童数	80人	92人	障がい児対応加配指導員配置 障がい児対応アドバイザー派遣
会計規模 (平均) (最大)	12,337千円 28,953千円	18,771千円 39,970千円	会計処理システム運用 各種マニュアル配付 委託契約説明会開催

2 あり方検討の基本的な考え方

- ・本市子どもの家等事業が、将来にわたり持続可能で安定した放課後児童の居場所を継続するため、従来の個々の課題に対する対応ではなく、事業の全体的な見直しについて検討する。
- ・見直しに当たっては、学校、家庭、地域が連携した地域ぐるみの子育てなど、現行の運営方式によって得られた成果と子どもの家運営委員会の実態を踏まえながら、現行方式の検証を行う。

3 あり方検討の進め方

- ・検討に当たっては、市内の「子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方検討委員会」において、体系的に検討を行う。
- ・また、子育てに携わる団体等で構成する庁外の懇談会や子どもの家運営委員会等からも意見を聴取し、より適切な見直し検討とする。

→別紙1「あり方の検討体制」参照

4 今後のスケジュール

- | | |
|-------|---|
| 6月26日 | 第1回子どもの家等事業の運営に係るあり方に関する懇談会 <ul style="list-style-type: none">・これまでの成果と顕在化してきている問題・今後の検討の方向性 |
| 8月 | 第2回子どもの家等事業の運営に係るあり方に関する懇談会 <ul style="list-style-type: none">・事業の実施手法 |
| 9月 | 第3回子どもの家等事業の運営に係るあり方に関する懇談会 <ul style="list-style-type: none">・適正な経費とサービス水準・保育体制 |
| 2月 | 第4回子どもの家等事業の運営に係るあり方に関する懇談会 <ul style="list-style-type: none">・詳細な事業の実施手法・詳細な経費とサービス水準、保育体制・新たな実施手法への移行方法 |